第４４号議案

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年６月２１日提出

芦屋市長　伊　藤　　舞

提案理由

水道法の一部改正に伴い，指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

芦屋市水道事業給水条例（平成９年芦屋市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

(1)　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（工事の施行） 第８条　工事は，管理者又は管理者が法第１６条の２第１項の指定をした者（法第２５条の３の２に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	（工事の施行） 第８条　工事は，管理者又は管理者が法第１６条の２第１項の規定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
（手数料） 第３５条　手数料は，次の各号の区別により申込者から申請の承認後徴収する。ただし，管理者が特別の理由があると認めたときは工事が完了するまでに徴収することができる。 (1)　法第１６条の２第１項の指定をするとき。 １件につき　１５，０００円 (2)　法第２５条の３の２の指定の更新をするとき。 １件につき　１０，０００円	（手数料） 第３５条　手数料は，次の各号の区別により申込者から申請の承認後徴収する。ただし，管理者が特別の理由があると認めたときは工事が完了するまでに徴収することができる。 (1)　第８条第１項の指定をするとき。 １件につき　１５，０００円

改正後	改正前
(3)　指定給水装置工事事業者が施行する分岐工事の立ち会いをするとき。 （略）	(2)　第８条第１項の指定給水装置工事事業者が施行する分岐工事の立ち会いをするとき。 （略）
(4)　（略）	(3)　（略）
(5)　（略）	(4)　（略）
(6)　（略）	(5)　（略）
(7)　水道事業の事務に関する写しの交付又は証明書の発行をするとき。 １件につき　３００円	

附　則

この条例は，令和元年１０月１日から施行する。

参　照　１

芦屋市水道事業給水条例の一部改正要綱

１　改正の趣旨

水道法の一部改正に伴い，指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

２　改正の内容

(1)　給水装置工事を施行することができると認められた事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）について，５年ごとに指定の更新を受けることとなったことに伴い，次のように定める。

ア　給水装置工事を施行することができる事業者のうち，指定の更新を受けないことにより失効となった者を除くこととする。（第８条関係）

イ　給水装置工事事業者の更新に係る手数料を１０，０００円と定める。

（第３５条関係）

(2)　水道事業の事務に関する写しの交付又は証明書の発行に係る手数料を３００円と定める。（第３５条関係）

(3)　その他規定の整理

３　施行期日

令和元年１０月１日

参　照　２

水道法抜粋

※　　　　部分は，令和元年１０月１日施行

（給水装置工事）

第１６条の２　水道事業者は，当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため，当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

（第２項及び第３項省略）

（指定の更新）

第２５条の３の２　第１６条の２第１項の指定は，５年ごとにその更新を受けなければ，その期間の経過によつて，その効力を失う。

２　前項の更新の申請があつた場合において，同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは，従前の指定は，指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は，なおその効力を有する。

３　前項の場合において，指定の更新がされたときは，その指定の有効期間は，従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前２条の規定は，第１項の指定の更新について準用する。